

山口市新本庁舎の建設等に関する調査特別委員会第7回中間報告書

山口市新本庁舎の建設等に関する調査特別委員会といたしまして、前回中間報告以降の調査、検討における概要につきまして、山口市議会会議規則第45条第2項の規定により報告をいたします。

執行部におかれましては、令和元年6月の山口市新本庁舎整備基本計画の策定以降、新たな本庁舎の姿を詳細かつ具体的に描く基本設計の作業を鋭意進めてこられており、これまで、その進捗に応じた説明をいただいているところです。

しかしながら、本年に入りましてからは、長期にわたる新型コロナウイルスの感染拡大の影響をはじめとして、周辺道路や構内道路の形状等の設計の詳細に係る詰めの作業に時間を要していることなどにより、基本設計最終案の提示が困難な状況が続き、また、これにより本特別委員会の開催に至らない状況にありました。

こうした中、令和3年8月27日開催の第19回山口市新本庁舎の建設等に関する調査特別委員会では、諸施設計画や環境配慮計画、構造計画について明らかにされるとともに、本特別委員会に先立ち開催されました第8回山口市新本庁舎整備専門会議における各委員からの意見、さらには今後の予定についての報告がなされたところです。

このうち、諸施設計画においては、新本庁舎棟に隣接する市民交流棟や広場の整備方針が示され、災害発生時をも含めた各施設の利用イメージ等も明らかにされるとともに、駐車場についても地上4層5段で309台の収容台数とすることが示されたところです。また、環境配慮計画においては、国が掲げる脱炭素社会に向けた取組に呼応するため、最先端の省エネルギー技術を活用することにより、一次エネルギー消費量を40%以上削減する「ZEB Oriented」の達成を掲げるとともに、構造計画においても、建物の規模や性状に適した構造形式とするとしてした中で、新本庁舎棟は免震構造、市民交流棟は耐震構造とすることが示されたところです。

その後の協議においては、本庁舎周辺道路の整備方針や隣接する市民会館との交流機能の機能分担などの新本庁舎一帯を含めた整備の方向性についての質疑に加え、芝生広場への車椅子利用者の動線や各種広場の整備イメージなどの実施設計での具体化の際に必要な事項についての質疑が行われるなど、多岐にわたるテーマで議論を行いました。とりわけ、以前から議論のありました駐車場に関しては、収容台数の算定方法や本庁舎に勤務する職員の駐車場利用の考え方、さらには職員の利用が想定される周辺の

民間駐車場への影響等についての議論を行ったところです。

現在、年内を目途に最終案の取りまとめを予定されている基本設計については、電気・機械設備の具体的な検討やオフィスレイアウトの検討といった実施設計に相当する内容と並行して作業を進めておられるとのことであり、基本設計作業に遅れは生じているものの、令和6年度の新本庁舎棟の竣工、また、令和8年度の市民交流棟や新立体駐車場などの竣工については、当初計画から遅れることなく進めていくとのことでありました。

執行部におかれましては、限られたスケジュールの中ではありますが、山口市の将来を見据え、多くの市民の皆様にも愛される新本庁舎建設につながりますよう、さらに精査、検討を行われることを要望いたしますとともに、本特別委員会といたしましても、議論・協議を重ね、引き続き意見を申し述べていきたいと考えております。

以上、山口市新本庁舎の建設等に関する調査特別委員会の第7回中間報告といたします。

令和3年10月8日

山口市新本庁舎の建設等に関する調査特別委員長 野村 幹 男